

鳥取県生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会
(鳥取県天神川流域下水道審査委員会) 審査報告書

平成30年11月2日
 くらしの安心局水環境保全課

鳥取県生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県天神川流域下水道の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づき審査及び選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜 1517 番地）
 理事長 長谷川 具章（以下、「下水道公社」という。）

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

2,477,920,000 円（県債務負担行為額 2,490,406,000 円）
 [参考] 委託料の額 平成31年度 496,414,000 円
 平成32年度以降 1,981,506,000 円
 ※平成31年度の委託料額は、消費増税分を見込んだ額

4 審査結果

下水道公社は、指定管理候補者として適当である。

5 審査の経緯

下水道公社から事業計画書等のプレゼンテーションを行い、審査委員から質疑等があり、その後、審査基準に照らし、各審査委員が審査を行った後、委員会として結論を確認した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
みやぎ りつこ 宮城 律子 (委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
たけうち ゆか 竹内 由佳 (委員)	鳥取環境大学経営学部経営学科 講師
あおき ゆきこ 青木 由紀子 (委員)	ゆの宿 彩香 役員
ふじい みつひろ 藤井 光洋 (委員)	公益財団法人鳥取市学校給食会 理事長
すみだ よしひこ 住田 剛彦 (委員)	鳥取県生活環境部次長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会 平成30年6月7日（木）
 - ・公益財団法人天神川流域下水道の概要説明、審査要項等の審議
- イ 第2回審査委員会 平成30年10月10日（水）
 - ・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目及び内容	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理運営の基本的な考え方 ・施設の設置目的を理解しているか ・管理運営の方針は適切か	なし (必須項目) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 ・サービスの向上策、利用促進等の周知・広報 ○施設の維持・管理は適切性 ・開館時間・休館日、利用料金等	55

		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の快適・安全な利用、施設の長期安定利用のための維持管理は適切か ○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制・対応は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ○個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護への対応は十分か ・情報の公開への対応は十分か ○利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か 	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ○管理経費の効率化の考え方は適切なものか ○支出計画の見通しは適切か 	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ○組織及び職員の配置等 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の組織・職員の職種等は適切か ・日常の職員配置は適切か ・人材育成は適切か ○団体の財政基盤・経営基盤は安定しているか ○関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか ○社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を雇用しているか ・男女共同参画推進企業であるか ・ISO14001、TEAS I種又はII種認証登録事業者であるか ○管理運営実績評価 	25
		計	100

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 平等な利用 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時はマンホール管等の自主点検、平時の普及啓発は地元住民や中部地区小学校の見学受け入れ等を積極的に行うなど、施設管理の工夫と努力が感じられる。 ・施設見学では、特に子どもたちの学びの場となり、将来の仕事への価値観形成など、利用が進むと良いと考える。
2 効用の最大限の発揮 (55点)	適 (47.4点)	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な経費削減を積極的に行うとともに、平成28年8月からは毎月1回下水道公社内部の技術検討会を行い若手職員の育成等に努力している。平成28年10月の鳥取県中部地震では、下水道公社が独自に幹線管渠の緊急点検を実施し、災害時の危機管理を徹底している。 ・スタートして間もないベンチマーク制度を活用し、維持管理への反映・効率化等を考えるなど、工夫がある。 ・老朽化しつつある施設をどう維持するのか、大きな課題である。
3 経費等効率化 (20点)	適 (16.8点)	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネや契約電力の見直しなど、経費削減に努力している。 ・薬品類等経費節減にあたり、独自で数値を証明して節減根拠を見つけるなど、信頼と安全に配慮している。
4 安定管理 (25点)	適 (20.3点)	<ul style="list-style-type: none"> ・若手、技術者への人材育成を実施している。
総合評価 (100点)	適 (84.5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員が全員一致で、天神川流域下水道の指定管理候補者として、適当であると認める。

※点数は、委員5名の平均。

6 指定管理候補者の事業計画の主な内容

(1) 管理運営の基本的な考え方

①指定管理者を希望する理由

- ・下水道事業を取巻く経営環境が変化する中、下水道公社設立の趣旨や法人としての使命を念頭に、県、

関係市町及び地域住民へ貢献する必要があること。

- ・流域下水道の経費負担者である関係市町の首長が、当社の理事並びに評議員として経営に関与するとともに、下水道事業に協力することを目的に設立した下水道公社での経営を望んでいること。
- ・共用開始から34年間にわたって維持管理及び運営業務を包括的・一体的に受託し、特段の事故・トラブル発生もなく、実績や技術的知見・ノウハウ（電気・機械・水質等の技術）蓄積があり、今後も安全・安心な維持・運営ができること。

②管理運営の方針

- ・施設は、供用開始から34年が経過し、下水道施設の老朽化や改築更新需要の増加、節水機器の普及と人口減少に伴う流入汚水量の減少などの影響を受け経営環境が厳しくなる中で、持続可能な下水道の確保と管理運営の一層の効率化が必要となっている。このため、下水道技術の進歩等に対応した業務内容の点検・見直しや職員一人一人のコスト意識を高め、管理運営の一層の効率化等に取り組む。

(2) 管理の基準等

①勤務時間等

- ・年間を通じて稼働停止が許されない施設で、24時間、365日の運転操作及び監視体制を維持する。

②施設設備の維持管理

- ・天神浄化センター等の下水道施設が安全かつ安定的に稼働し、その機能が最大限に発揮されるように、電気・機械設備、汚水処理槽等の設備や水質管理に精通した専門技術者を配置し、実施体制を構築するとともに、維持管理の基準を整え、適正な管理運営を遂行する。
- ・運転管理、水質管理は、基準・目標を設定し、流入汚水の変化や水質試験等の結果をダイレクトに反映させて管理する。

③施設設備の長期安定使用

- ・主要な機器類の保全措置については、分解整備（オーバーホール）による予防措置を実施する。また、分解整備周期は個別施設の特性や設置環境及びこれまでの修繕実績や部品の耐用限度等の技術的知見や故障リスク等を勘案した「主要機器類中期分解整備等計画」を基本として、故障の未然防止と施設の長寿命化を図る。

④施設を活用した普及・啓発等

- ・下水道ふれあい教室、施設見学会、ぐるり水の探検、絵画・習字・標語コンクール等を開催し、下水道知識の普及や啓発を実施する。

⑤事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・消防法に基づき「天神浄化センター消防計画」を定め、火災等の災害及び人命の安全、被害の防止等、必要な業務に取り組む。
- ・防火管理者及び火元責任者を設置し、消防設備・機器の設置・定期点検を行い、火災防止に努める。消火訓練は、所轄消防署の指導のもと、通報、消化、避難誘導及び応急処置等の訓練を実施する。
- ・電気事業法に基づく保安規程に従い、電気設備の点検を行う。

⑥緊急時の体制・対応

- ・鳥取県が定める「天神川流域下水道事業業務継続計画（BCP）」及び「天神川流域下水道非常対策要綱」を踏まえ、危機管理マニュアルを整備し、水害、地震、津波、異常流入等非常事態の区分ごとに運転操作、保守点検業務従事者と連携して、迅速かつ的確な対応を行う。
- ・J-ALERT（全国瞬時警報システム）による、施設利用者及び職員の安全確保に努める。
- ・中部地震の経験を活かし、地震時等の災害時の緊急点検等の初動対応について、県及び市町と情報を共有の下で、的確かつ迅速に対応する。

(3) 管理経費

①業務の外部委託

- ・技能及び現業的な業務体制が必要な運転操作、保守点検等業務、特別な資格、専門技術及び特殊機械等が必要な業務は、履行可能な専門業者へ外部委託し、業務を効率的かつ安定的に遂行する。

(鳥取県産業振興条例を遵守)

- ・ 公社は、運転計画、運転管理指標、水質試験計画、保守点検計画等の作成と水質管理等の業務の総括とマネジメントを担い、民間従事者との相互連携の下で、指定管理者としての責務を果たす。

②収支計画・指定管理委託料等

- ・ 平成31～35年度の収支計画額は、県指定管理料上限総額を0.5%下回る額を提案する。
- ・ これまでの経費縮減対策を反映し、日々の運転管理及び維持管理での薬品類、燃料、契約電力の節減及び人件費抑制等の経営努力を反映させ、経費の節減を図る。

指定管理計画

(単位:千円)

総 額	提示額	県指定管理上限額	備考
総額 (5 箇年)	2, 4 7 7, 9 2 0	2, 4 9 0, 4 0 6	
内 訳	平成 31 年度	4 9 6, 4 1 4	4 9 8, 6 1 8
	平成 32 年度	4 9 8, 2 0 1	5 0 1, 2 5 7
	平成 33 年度	4 9 6, 1 4 2	4 9 8, 5 0 7
	平成 34 年度	4 9 5, 9 5 8	4 9 8, 2 0 2
	平成 35 年度	4 9 1, 2 0 5	4 9 3, 8 2 2

(4) 団体の財政基盤・経営基盤

- ・ 基本財産は300万円 (県1/2、市町1/2)
- ・ 公益事業であり、決算により執行残金が発生した場合は、県へ返納する。

(5) 組織及び職員の配置等

- ・ 業務全般の企画、計画立案、外部委託及び工事等の指導監督、水質管理、緊急時の対応等を実施する。

○職員配置状況

ア理事長は常務理事を兼務し、事務局職員は、事務局長と総務担当の計2名、管理運営班6名の合計8名
イ評議員、理事は、事業の維持管理費を負担する流域関連市町の市長又は町長等が就任し、業務の充実・改善、管理運営の効率化を図る。

理事長 (常勤)	1	評議員	5
事務局長	1	理事	7
総務班 (事務)	1	監事	3
管理運営班 (水質 2・機械 2・電気 2)	6		
計	9	計	15

ウ有資格者 (下水道維持管理資格者、電気主任技術者等の14資格) の配置は、消防設備士を除き当公社職員で対応。

(6) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況など

①監査等への対応

鳥取県監査委員監査、鳥取県公益法人等立入検査、水質汚濁防止法に基づく検査、建築基準法に基づく検査など関係法令等に係る指摘事項及び行政指導等はない。

下水道技術検定合格者、電気主任技術者、環境計量士、エネルギー管理士等を配置し、法令遵守の徹底による適切な管理運営に努めている。

②個人情報の保護への対応

個人情報保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例及び湯梨浜町個人情報保護条例を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、知り得た情報の漏洩、目的外使用が生じないよう適正な管理に努めている。

③情報の公開への対応

鳥取県情報公開条例を遵守し、開かれた下水道公社運営に努め、情報公開 (事業計画書、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録) を適切に行う。